

## 第 2 回

# 相模原・津久井地域合併協議会会議録

平成 1 6 年 5 月 3 0 日

相模原・津久井地域合併協議会

## 第 2 回 相 模 原 ・ 津 久 井 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

### 目 次

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 会議次第.....                | 1  |
| 出欠席者名簿.....              | 2  |
| 開 会.....                 | 3  |
| 会長あいさつ.....              | 3  |
| 公募により選出された協議会委員等の紹介..... | 4  |
| 議 事.....                 | 4  |
| その他.....                 | 48 |
| 閉 会.....                 | 51 |

## 第2回相模原・津久井地域合併協議会会議録

日時：平成16年5月30日（日）午後2時から

場所：城山町立公民館大会議室（町民センター2階）

### 会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 公募により選出された協議会委員等の紹介

4 議 事

協議事項

協議第 1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について

協議第 2号 合併の方式について

協議第 3号 合併の期日について

協議第 4号 新市の名称について

協議第 5号 新市の事務所の位置について

協議第 6号 事務事業一元化の基本方針について

報告事項

報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程について

報告第12号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会の活動内容について

5 その他

（1）第3回相模原・津久井地域合併協議会次第（案）について

（2）今後の協議会開催日程（案）について

（3）合併重点支援地域の指定要望について

（4）その他

6 閉 会

出欠席者名簿

出席委員（４６名）

小川勇夫会長、溝口正夫副会長、加藤正彦副会長、天野望副会長、  
由比昭男委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、佐藤賢司委員、一戸法子委員、河本洋次委員、  
柴田正隆委員、根岸清委員、矢越孝裕委員、小野志郎委員、栄裕明委員、菊地原一朗委員、  
八木大二郎委員、串田茂美委員、内田昭和委員、窪田雅詞委員、柳川静徳委員、  
齋藤久雄委員、中里州克委員、小嶋省二委員、大用順司委員、宮下奉機委員、西川堯委員、  
落合宣明委員、尾崎洋子委員、関戸昌邦委員、小嶋重春委員、荒井正次委員、永井宏一委員、  
高橋絢子委員、大神田日本委員、石川幸夫委員、宮崎嘉博委員、大竹栄委員、橋本通委員、  
所谷嘉昭委員、永井充委員、山口幸一委員、高城正勝委員、森繁之委員、田中克己委員、  
小林弘委員

欠席委員（４名）

三橋豊委員、小磯義範委員、向山武委員、久米好平委員

アドバイザー

吉田民雄東海大学教授、辻琢也政策研究大学院大学教授

幹事

山口秀夫幹事長、米山正雄副幹事長、永井一浩幹事、清水東次幹事

まちづくりの将来ビジョン検討委員会

委員（５名）

事務局職員出席者

田所直久事務局長、片野憲治事務局次長、瀬戸雅彦主幹、柿澤一夫副主幹、小林輝明副主幹、  
齋藤淳副主幹、大塚光展副主幹、網本淳副主幹、佐藤光男主査、菊地原央主査、  
高野弘明主査、高林正樹主査

傍聴者

一般傍聴（５１名）、報道関係者（７名）

開会 午後 2時00分

## 開 会

田所事務局長 開会に先立ちまして、本日の会議につきまして何名かの欠席の方がいらっしゃいますけれども、相模原・津久井地域合併協議会規約によりまして、会議は委員の半数以上が出席をしなければ開くことができないということになっておりますけれども、現在、出席者44名でございます。本日の会議は規定の定足数を満たしておりますので、成立をいたしておりますので、あわせてご報告を申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、小川会長より開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。よろしく願いいたします。

## 会長あいさつ

小川会長 ただいまより第2回相模原・津久井地域合併協議会を開催いたします。

会議を開催するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、皆様、大変ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、4月30日に開催いたしました第1回の合併協議会におきましては、規約、規程等の報告事項につきまして、委員の皆様のご承認をいただくことができました。

本日の第2回目からは、まちづくりの将来ビジョン検討委員会から各市町それぞれお一人ずつ、4名の方が協議委員として加わり、いよいよ各協議事項につきまして具体的に協議を行っていくこととなります。多くの協議事項の中でも、今回は、合併協議事項の、いわゆる基本4項目であります、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置といった、住民の皆様の関心も高く、非常に重要な項目につきましてご協議いただく予定でございます。協議に当たりましては、どうぞ忌憚のないご意見をいただければ幸いですと考えております。

また、傍聴においでいただいた皆様におかれましても、協議の状況をごらんいただき、1市3町の合併協議についてご理解を深めていただく機会となれば幸いに存じます。

本日も実り多い成果がございますことをご期待いたしまして、あいさつとさせていただきます。

ます。

田所事務局長 ありがとうございます。

#### 公募により選出された協議会委員等の紹介

田所事務局長 続きまして、ここで協議会の委員に変更がございましたので、ご紹介を兼ねましてご報告をさせていただきます。

初めに、交代がございました協議会委員の紹介をさせていただきますが、城山町のPTA連絡協議会役員の交代に伴いまして、細縦前委員の後任といたしまして、窪田雅詞委員がご就任でございます。ご起立をいただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、相模湖町社会福祉協議会会長の交代に伴いまして、安藤前委員の後任といたしまして、宮崎嘉博委員にご就任をいただいております。

次に、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の公募委員の中から、新たに本協議会の委員として選出いただきました方々をご紹介させていただきます。

初めに、相模原市の代表でございます矢越孝裕委員でございます。

なお、矢越委員につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会委員長にご就任をいただいておりますので、あわせてご紹介をさせていただきます。

次に、城山町の代表でございます中里州克委員でございます。

なお、中里委員につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会副委員長にご就任をいただいております。

次に、津久井町の代表でございます小嶋重春委員でございます。

次に、相模湖町の代表でございます永井充委員でございます。

新たにご就任いただきました委員の皆様は、以上6名でございます。先ほど、6名の皆様には小川会長より委嘱状の交付をさせていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

#### 議 事

田所事務局長 それでは次に、次第の4、議事に移らせていただきます。

議事につきましては、協議会規約によりまして会長が会議の議長となることになっておりますので、これより議事の進行につきましては、小川会長にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小川会長 それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することとなっておりますので、会議録に署名をいただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、津久井町議会議長であります小嶋省二委員と相模湖町議会議長の荒井正次委員をお願いをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ありがとうございます。それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

初めに、「協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をさせます。

事務局、どうぞ。

### **協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について**

〔「協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について」の協議途中から、橋本通委員が出席し、出席者45名となる〕

田所事務局長 それでは、お手元でございます資料に基づきまして説明をさせていただきます。

「第2回相模原・津久井地域合併協議会」という冊子の方をご覧いただきたいと思っております。1枚おめくりをいただきますと、左側の方が目次になっております。1ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、1ページでございます。

協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について。

相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について、次のとおり協議を求めます。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

協議事項につきましての説明をさせていただきますが、協議事項につきましては、1番から31番まででございます。第1回の協議会の際、この概要をお示しさせていただいておりますけれども、本日は、協議いただく概要についてご説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、3ページをご覧くださいと存じます。

3ページから8ページでございます。説明がちょっと長くなりますが、恐縮でございます。よろしく願いいたします。

まず、1の合併の方式でございます。「新設合併」又は「編入合併」についての協議をお願いすることになります。

2の合併の期日でございますが、合併特例法の期限を視野に入れた上で決定する必要があると考えてございまして、合併の効力は、総務大臣の告示によって発生をするものでございます。

3といたしまして、新市の名称でございます。これにつきましては、合併の方式によりその取扱いが異なっております。

4といたしまして、新市の事務所の位置でございますが、新設合併の場合には新たに事務所の位置を決定しなければならないこととなるものでございます。

以上、1番から4番までが合併の基本4項目と言われている内容でございます。

次に、5番の議会議員の定数及び任期の取扱いでございますが、合併後の一定期間に限って、議会議員の定数や在任に関する特例措置が認められてございますので、こういった措置を適用するか否か等について協議をお願いするものでございます。

6番の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いでございますが、特に、農業委員会の委員のうち選挙により選ばれた委員の数及び任期につきましては、特例措置がございます。こういった措置を適用するかどうかについてのご協議等を行うこととなります。

次に、4ページをご覧くださいと存じます。

7番といたしまして、特別職の身分の取扱いでございます。新設合併をする市町村又は編入合併で編入される市町村においては、首長、助役、収入役、各種審議会委員等の特別職の委員については失職をすることになっておりますが、これらについての取扱いの協議でございます。

8番が一般職の職員の身分の取扱いでございます。合併関係市町村は、その協議によりまして、合併の際、現にその職にある一般職の職員が引き続き新市町村の職員としてその身分を保有するよう措置しなければならないというふうに定められておりますが、これらについ



での協議でございます。

9が財産の取扱いでございます。関係市町が保有している財産の取扱いについてご協議をいただきます。

10番といたしまして、条例、規則等の取扱いでございます。新設合併の場合におきましては、関係市町の条例、規則等はすべて失効となります。したがって、新市の条例、規則等が施行されることとなりますので、これらにつきましての取扱いの協議が必要となるものでございます。

11番といたしまして、事務組織及び機構の取扱いでございますが、新設合併の場合につきましては、組織や機構を全く新たに設置する必要が出てまいります。編入合併の場合につきましては、必要に応じて機構改正を行い、円滑に事務引き継ぎができるよう措置する必要があるものでございます。

次に、5ページでございます。12番の電算システムの取扱いでございますが、既存の電算システムの統合、新システムの構築等について協議を行わせていただきます。

13番の行政連絡機構の取扱いでございます。町内会、自治会等、住民自治組織につきましての協議を行うこととなります。

14番の慣行の取扱いでございます。地域の伝統文化との結びつきが強いものもございしますので、地域の特性や住民生活に十分配慮しながら、その取扱いについて協議をいたすものでございます。

15の公共的団体等の取扱いでございますが、農業協同組合、森林組合、その他の協同組合、あるいは商工会議所等の産業経済団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を含み、できるだけ公共的団体の統合がなされますように検討し、これらの理解を深めていく必要があるというものでございます。

16番といたしまして、町名・字名の取扱いでございますが、これらの町名、字名をどのようにしていくかということについてご協議をいただきます。

17番といたしまして、土地利用の取扱いでございます。新市における一体性の確保に資するため、都市計画区域の統合であるとか線引きの実施等、土地利用の取扱いについてご協議をいただくものでございます。

18番の上下水道事業の取扱いでございますが、使用料であるとか助成制度、あるいは事業会計等々の調整についてご協議をいただきます。

続きまして、6ページでございます。

19番といたしまして、地方税の取扱いでございますが、関係市町村間で税率等が異なる場合や課税する税目等が異なる場合がございます。こういった場合に、合併特例法により、合併年度と引き続く5年間については、地域の実情に合わせた不均一課税や課税免除がございますが、これらにつきましてご協議をいただくものでございます。

20番といたしまして、国民健康保険事業の取扱いでございます。国民健康保険事業につきましては、その保険料の賦課方式、あるいは保険料、率、納期等々が市町村によって異なってまいりますので、これらの取扱いについてご協議をいただきます。

21番の介護保険事業の取扱いでございますが、保険料や納期、給付、提供サービス内容等が各市町によって異なってまいりますので、この取扱いをご協議いただくものでございます。

22番の保健衛生事業の取扱いでございますが、各種保健事業、予防対策事業、保健所業務等の実施内容、実施体制等について協議をいたします。

23番の使用料、手数料等の取扱いにつきましては、関係市町の各種行政サービスや使用料等の調整について協議をいたします。また、他の使用料とのバランスであるとか合併後の健全経営の観点から、総合的な調整が必要でございます。

24番の補助金、交付金等の取扱いでございますが、過去の経緯や実績等、実情等に配慮しながら、必要性や効果、財政状況等の観点から協議、調整を行うものでございます。

7ページに移りまして、25番の一部事務組合等の取扱いでございますが、一部事務組合により広域行政事務を共同で行っている関係自治体と協議を行ってまいります。その取扱いについて事前に決めておく必要があることから、これらについての取扱いを協議するものでございます。

26番の清掃事業の取扱いでございますが、ごみやし尿の収集と処理等について、制度の調整や統一についてご協議をいただくものでございます。

27番の消防業務及び消防団の取扱いにつきましては、消防・救急業務の一体性を速やかに確立するため、その取扱いについて協議をいただくものでございます。また、消防団の組織構成、待遇等につきましても協議をさせていただくこととなります。

28番の防災事業の取扱いでございますが、防災対策、防災計画等の取扱いについて協議をさせていただくこととなります。特に、災害時における指揮命令系統に支障が生じないよう、早期に調整をしておく必要があるものでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思います。

29番の都市内分権と地域審議会等の設置の関係でございます。関係市町の歴史、文化、生活様式など、各地域の伝統や特性を尊重し、個性豊かな地域が共存する都市内分権の具体的な方法等について協議をいただくものでございます。

次に、30番の各種事務事業の取扱いでございますが、教育、福祉、産業、建設など、あらゆる分野の行政サービスや住民負担、独自の事務事業、あるいは制度等の取扱いについて協議をしていただくものでございます。

次に、31番のまちづくりの将来ビジョンでございますが、本協議会におきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会を設置いたしまして、検討を進めていただいております。検討委員会から本協議会の方に、今後、提案をさせていただくということになるというふうを考えておりますけれども、合併した場合に考えられるまちづくりの基本理念、あるいはまちづくりの施策についての基本方向に関する検討を行うものでございます。

以上、31番までご説明を申し上げましたけれども、これらにつきましての具体的な内容につきましては、協議を行う場合に、改めて、この詳細な説明をさせていただく予定でございます。

大変長くなりましたけれども、協議第1号の説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について説明がありました。

ここで協議に入らせていただきたいと思いますが、大変恐縮ですが、ご意見、ご質問等がある方は、挙手をしていただければ私からご指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

それでは、ただいまの説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。今、マイクが行きますから。

宮下委員 津久井町の宮下です。

協議事項の説明がただいまありましたが、29番の都市内分権と地域審議会の設置についてお聞きしたいと思います。この項目表示と8ページの説明を見ますと合併特例区の記述がないんですが、合併において地域審議会よりさらに重要なのは、合併特例区の審議だと思います。本件については、先般、衆議院を通過したばかりなので、その時点のずれがあったか

と思いますが、編入される地域への設置の検討が必要な合併特例区、この検討は大変重要でありますし、編入される地域の地域振興や、一定の期間、本特例区で処理する事務の効果的な処理につながる点でもありますので、多分、これは第6回で上程予定となっておりますが、ぜひこの辺をご配慮いただいて協議の展開をしていただきたいと思います。要望、建議になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

小川会長 要望としてお受け取り、よろしいですか。

田所事務局長 はい。

小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ、高橋さん。今、マイクが行きますから、ちょっと待ってください。

高橋委員 相模湖町の高橋でございます。

協議の順番でございますが、1、2、3、4についてでございますけれども、ちょっと住民の皆さんのご意見等、要望等がございますして、できましたら、この協議内容を後半の方にさせていただければありがたいかと思いますが、いかがでしょうか。

小川会長 これは事務局から。

では、事務局、してください。

田所事務局長 合併の方式から4番の新市の事務所の位置まで、本日、この後、私の方からご説明をさせていただく予定でございます。基本的には、合併の方式につきましては、ある程度、私ども、事務を進める中で、編入合併か新設合併かによりまして事務の進め方が相当違いが出てくる可能性がございますので、この基本的な方向は、できましたら協議の中で方向性を出していただければありがたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

小川会長 いかがですか。よろしいですか。

他にございませんか。よろしゅうございますか。

他にございませんようですので、お諮りをいたします。

協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声ございましたので、「協議第1号 相模原・津久井地域合併協議会における協議事項について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第2号 合併の方式について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

## 協議第2号 合併の方式について

〔「協議第2号 合併の方式について」の協議途中から、一戸法子委員が出席し、出席者46名となる〕

田所事務局長 それでは、資料の9ページをご覧いただきたいと存じます。

協議第2号 合併の方式について。

合併の方式について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

合併の方式は、城山町、津久井町、相模湖町を廃し、その区域を相模原市に編入する編入合併とする。

なお、各市町の文化や伝統を尊重し、地域の個性と特色を活かしたまちづくりを進めるものとする。

次に、その説明等でございます。恐れ入ります、10ページをごらんいただきたいと存じます。

編入合併と新設合併の比較をいたしてございます。

まず、定義でございますが、編入合併、新設合併、いずれも、市町村の数の減少を伴うものというような定義がなされてございます。

それから、法人格につきましては、編入合併の場合は、編入する市町村の法人格が継続することになります。新設合併の場合には、新たに法人格が発生することとなります。

合併市町村の名称でございますが、編入合併の場合には、編入する市町村の名称とすることが多いケースがございます。また、場合によっては、新たに制定することも可能でございます。新設合併の場合には、新たに制定をするケースが多くなっております。

それから、市町村の長でございますが、編入する市町村の長は変わりませんが、編入される市町村の長は失職をすることとなります。新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の長は失職することとなります。

それから、議会の議員の関係でございます。編入合併の場合、原則としては、編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職をすることとなります。新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職することとなります。合

併市町村の法定数によりまして、改めて設置選挙を行うこととなるものでございます。

ただ、これらの取扱いにつきましては特例がございます。編入合併の場合の特例でございますが、定数特例と在任特例という2つの方法がございます。

まず、定数特例でございますが、次のいずれかによることができると書いてあります。増員選挙。一定数を増員いたしまして、その増員分の選挙を合併後50日以内に実施することになっておりまして、そこで一度終わるわけですが、その後、最初の一般選挙、その際に、編入合併の特例定数、増員分をそのままにした形で選挙を行うことができるというような規定になってございます。

2番は在任特例の関係でございますが、編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任をすることができるということになってございます。それから、この場合につきましては、さらに、その後行われる最初の一般選挙において、特例定数を採用することができることになっております。つまり、増員分を含めて選挙が可能という形になるものでございます。

それから、新設合併の場合につきましては、1といたしまして、まず、定数の特例という形で、設置選挙において新設合併の特例定数、つまり法定数として決まっている数の2倍までを定数特例といたしまして、その人数での選挙が可能というものでございます。

2つ目といたしまして、在任特例でございますが、最長2年の間、そのままの形で在任をすることができるということになってございます。

また、これらにつきましては、議会の議員の定数等に関する検討委員会をここで設置する予定でございますが、その中でご検討いただくような予定でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

次に、農業委員会の委員の関係でございますが、編入合併の場合には、原則、編入される市町村の委員はすべて失職をいたします。ただし、これにも特例がございまして、選挙による委員のうち最大40人までの範囲におきまして、編入する市町村の委員の残任期間、在任できるということになってございます。

それから、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の委員は、すべて失職することが原則でございますが、この特例によりまして、選挙による委員のうち10名から80名の範囲で、1年間在任をすることができるということになってございます。

それから、特別職の職員の関係でございますが、編入合併の場合には、編入される市町村の特別職の職員は全員失職をすることになります。それから、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職すると。これは新たに選任をし直すという形に

なります。

それから、条例・規則等でございますが、編入合併の場合には、編入する市町村の条例・規則を適用することとなります。ただ、合併に伴いまして必要な改正等は当然行われるということになるものでございます。それから、新設合併の場合には、消滅する合併関係市町村の条例・規則はすべて失効いたしまして、新たに条例等は制定をすることとなるものでございます。

それから、一番下に注意欄がございます。ここに、「農業委員会の委員については、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる」というふうに書いてございますが、表現がちょっと適切ではございません。恐縮でございますが、これは、農業委員会自体を、その面積等によりまして、場合によっては2つ以上の農業委員会を設けることができるということになっているものでございます。ちょっと表現が不適切な部分がございます。恐縮でございます。

以上が、協議第2号についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、協議第2号 合併の方式について説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

それでは、順番に。そちらの方からこういうふうにいきましょう。ちょっとお名前がわからなくて……

荒井委員 荒井です。

小川会長 ああ、荒井さん。すみません。どうぞ。

荒井委員 相模湖町の議会の荒井でございます。

私は、この件について、合併、今日出されました議案の4件につきましては、議会といたしまして6回の出前講座を行いまして、町民の意見を集約し、かつまた議会同士が議会の任意協議会の中で話し合いました。まず、今度ばかりは町民の声を入れなければ行政と議会がおのずからやるだろうということで、町民の声を申しますと、新設合併でお願いしたいと。議会がどうであろうと、町民の声というのは新設合併でしたらどうだろうと。それについていろいろと審議をいたしましたので、その辺についてちょっとご討議をしていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

小川会長 同じようなご意見……。

では、大神田さん。いいですか、お一人お一人。同じようなあれですか。その合併の……

大神田委員 内容はちょっと違う。

小川会長 では、合併の、この方式についてのご意見ですか。では、どうぞ。

大神田委員 座ってよろしいですか。

小川会長 ええ、どうぞ、どうぞ。

大神田委員 相模湖町の委員の大神田でございます。

私は、先日、新聞紙上で、市長さんの記者発表の席の中でのご質問をしたいと思います。市長さんの言葉の中に、人口62万人の市と一、二万の市の状況の中、合併の方針は編入合併だというふうな記者発表がされております。先進事例を見ましても、当然、合併に対する編入合併の方向になるのか、それともどういう事態かという形は、当然、私どもも部分的には認識しております。けれど、委員としてこの任意協議会に議論し、決定するものと私は考えております。また、62万人の合併に対する新設合併にしる、編入合併にしる、この内容的な考えは、1万人の民意も同じ気持ちでこの席に出席していると、私はそういうふうに認識しております。ですので、市長さんの記者発表の席のご意見、状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

小川会長 わかりました。

では、すみません、永井さんですか。同じ、合併の方式に関係あることですか。

永井(充)委員 ああ、そうです。

小川会長 ああ、そうですか。では、どうぞ。

永井(充)委員 相模湖町の永井充と申します。

今回の合併協議会が設置され、それとともに協議会の中にまちづくりの将来ビジョン検討委員会というものが設置され、1市3町の住民が公募という形で役員に選出されました。この委員会は、これからの地方分権の時代にふさわしい自治体づくりを積極的に進めていくという面でとても重要であり、新市の将来ビジョンを検討するというとても重要な委員会であると思っております。これらのように、今回、この協議会の中でこのような委員会を設置した理由、そしてその内容、またまちづくりの将来ビジョンを検討していく上でも、今回の合併方式をぜひ新設合併として協議していただきたいと考えております。

以上です。

小川会長 今、合併の方式についてお三方からありました。特に、大神田さん、私へのことについて、ちょっとよろしいですか、皆さん。よろしければ、ご説明をいたします。



大神田さんがおっしゃったことは、ちょっと誤解があると思います。これは新聞の読み方、あるいは新聞の書き方ということかもしれませんが、私は、62万人だから、1万人の町と行く場合に、相模原の方が優位にあるとかどうか、そういうことは一つも思っておりません。これは機会あるごとに私は言っていることでして、したがって、この協議会のメンバーも、人口比でなく、一自治体12名、プラスの学識経験者2名という形になっていると思います。対等の話し合いができるようにということに、私はそう思って、またそういうふうになっております。

それから、例えば、編入の合併だ云々ということですが、これは、新聞記者 いたらよく聞いておいてくださいよ。そのときに私が言ったのは、「どうなんですか、この形は」と。「私の方と、相模原とすれば編入合併を提案したい。どうしてですか」というと、これは、常識として人口が多いから、そのようにこちらから言っていいんじゃないですか。私の方はそういう提案をします。まだこれから協議をすることですが」ということをそのときに言いました。いま一度、お帰りになって新聞を読んでいただきたいと思いますが、私の方としては

私というのは相模原ですよ の方からすると、そういうことをお願いしたいという提案ですという意味ですから、ひとつ誤解のないように。よろしゅうございますか。

さて、ではあとお二方のことについて、先に。どうするかな。いわゆる新設でいきたい云々とあるんだけど。皆さん、そのことについて何かご意見ありますか。

このことですか。違うことですか。では、ちょっと待って。

どうですか、この合併の方式、新設か、あるいは編入かということについてのご意見、ほかの方ございませんかね。

〔「小嶋さんが手を挙げている」と呼ぶ者あり〕

小川会長 あ、そうですか。いや、どうぞ、どうぞ。では、お願いします。

小嶋(省)委員 すみません、津久井町議会の小嶋でございます。

今、対等というお話が出ておりますけれども、私は、津久井町の議会としては編入合併だろう、こういうことでございます。私があえて説明するまでもございませんけれども、国の構造改革、あるいは三位一体の改革が進行しているわけですが、少なくともこれからの地方自治体というのは、自己決定、自己責任、自己負担のもとで行政運営していくと、こういう地方自治体というのが求められているというふうに思います。こういう中では、現在、相模原市さんが中核市でございますから、中核市が持っている権限、これを踏まえて、新しい都市づくりを、その権限を受けてしていくべきだろうということございまして、津久井

町としては編入合併の方式がよからうというふうに考えております。

以上でございます。

小川会長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

小野委員 城山から本協議会に出させていただいております、小野でございます。

今から私が申し上げることは、城山町から10人の委員がこの場に出させていただいております。ここは50人いらっしゃるんですけども、恐らく、これから進めていく中で、50人みんな、平等な立場だと思えますんですけども、それはそれとして、1市3町という枠組みで、協議会が今日、本当に始まったばかりですね。そういう中で、恐らく1市3町の本席に座られているそれぞれの皆さんは、事前に、協議会の前にいろいろ勉強し、意見を出し合いながら本日に臨んでおると思えます。そういうようなことをぜひ頭の中に入れていただいて、この方式についての城山町の考え方を述べさせていただきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

一番大事な入り口のことだと思うんですね。30前後ある項目、それに向かったの一番重要な項目であろうかなと、そんなふうに考えております。この新設なのか編入なのか、これを一度こちらへ置いて、少し意見を言わせていただきたいと思います。1市3町という枠組みの中でこれからいろいろな話し合いをしていく、大事な、先ほど言いましたように、入り口の方式の件でございます。このような大事な、要するに方式の件を、ただの1回の本席で私どもは決められないと思っております。できれば、いろいろ意見を会長さんを中心に出していただいて、そして、できれば、一度それぞれ持ち帰って、次回以降に先送りするのが一番ベストかなと、そういうふうな考え方が、城山町の10人出させていただいております委員の全会一致の考え方でございますので、よろしく取り計らいのほどをお願い申し上げます、意見とさせていただきます。

小川会長 ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。山口さんですか。お名前と……

山口委員 ありがとうございます。津久井3町より出ております山口と申します。

この行政規模の違いと、津久井3町、町長からの申し出等により、こういった編入合併という議案が出てきたのかもしれないけれども、今日に至るまで、この議案を出した経緯と理由をできれば説明していただければと思います。よろしく願いいたします。

小川会長 議案を出す経緯、今までの経緯を説明はできますか。

事務局長。

田所事務局長 まず、合併の方式についてのご協議を最初にいただくということにつきましての理由でございますけれども、先ほど冒頭でもちょっとご説明をさせていただきました。この合併の方式によりまして、今後、相模原市、それから城山町、津久井町、相模湖町の各事務事業等についての調整をすべて行ってまいります。恐らく、事務事業の数、2,000から3,000近い事務事業があるのではないかと考えておりますが、これらの調整を行う際に、編入合併で調整を行うか、あるいは新設合併で行うかによって、それらの事務の調整等が相当異なってくるというようなことがございますので、第1回目の最初の、第1回目といたしますが、今日は第2回目ですけれども、最初の議題としてご提案をさせていただいたものでございます。

なお、この合併の方式によりまして、例えば、これ以降の協議にさまざまな影響が出てまいりますので、できれば、結論として出すかどうかは別にいたしましても、ある程度、方向性は私どもとしては得たいというようには考えてございます。

以上でございます。

小川会長 どうぞ。

山口委員 申しわけありません。質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、編入合併という形でこの議案が出てきた経緯と理由をお聞かせ願いたいということです。

小川会長 この議案ができた……。

はい、どうぞ、事務局。

田所事務局長 失礼いたしました。今まで他市町村での合併事例等をいろいろ私どもの方でも勉強させていただいておるわけでございますけれども、これらの中で比較的規模の大きな市の場合には、都市基盤の整備が進んでいたり、あるいは行政サービス水準等が比較的高くなっているケースがございます。そういったことから、合併協議の中におきましては、各種行政サービス等をすり合わせする際に、先ほど申し上げました数千項目になると思いますが、こういった行政サービス等を調整する際に、市のレベルに合わせるということが多くなりますので、そういったことから、結果として編入合併ということでご提案を申し上げているものでございます。

以上でございます。

小川会長 他にございませんか。

さて、いま少しで、この一番基本ですからご意見をいただくとありがたいんですが。津

久井町さん、相模湖……。

はい、どうぞ。矢越委員さん、どうぞ。

矢越委員 すみません、今の新設合併、編入合併のことにについてなんですけれども、ほかの3町の方々は町で大体まとまった意見が出ているかと思うんですけれども、多分、相模原市では、どちらがいいと、個々人は新設がいいか編入がいいかというのはお持ちかと思えますけれども、そういう一致した話し合いというのも、今日までには多分行っていなかったと思うんですね。私、個人的には編入でよろしいかと思えますけれども、ただ、いろいろな皆さんのお話を聞いていく上で、新設、編入、それと、それを棚上げしておいて、また持ち帰って、また検討した方がいいのではないかというようないろいろな意見が出ているかと思えますけれども、ここで強行的にというか、方向性を決めるということを先ほど言っておられましたけれども、どちらか一方に決めるにはちょっと大変なことではないのかなと思うところでもあります。

それと、それは私の意見なんですけれども、編入にしる、新設にいたしましても、議会の議員の件などでございますけれども、在任特例、定数特例というのがあるかと思えます。その中で、いわゆる議員特例でございまして、この件に関しましては、各首長さん、正副会長さんにお尋ねしたいんですけれども、どのようなお考えをいらっしゃるかということですね、定数特例と在任特例の件につきまして。今日の議題の後の方に、報告で議員の定数等に関する規約というのが出ておまして、それは後ほどそちらで検討するからというのではなくて、本来、最初に合併を申し入れた時点、合併を受け入れた時点で、どのようにそれを相前後してお考えになっていたかということを端的に正副会長の皆さんからお聞かせ願いたいと思うんです。重要なことだと思いますので、白か黒かはっきりとお答えいただければありがたいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小川会長 このことはちょっと……。では、その議員の特例のことに、ちょっとそれるようですが、ありますか、どなたか。今、正副、説明をせいとおっしゃってられますが、何かご意見ございますでしょうかね。

事務局は、先ほどちょっと言っておりましたが、これについては別途ご協議を願うということ、ちょっと事務局、言ったような気がしたんですが、私もそのように承知をしているんですが、いかがですか。

矢越委員 ですから、あくまでも、それはそれでわかるんですけれども、合併をしようと、前向きに検討しようと3町からお申し入れがあったときと相前後して、市長も各町長さんも

その辺のことはお考えになったかと思うんです。それを会長、副会長、どのように思っているのか。今後のことは検討委員会の方で決めればよいというのではなくて、どのようにお考えなのかということをお尋ねしているんです。

小川会長 個人的なその意見はなくはないんですが、やはり首長の立場と議会の立場というのは別にございますので、その議会のあり方について、この場で、かくしてほしいとか、でなければならないという発言は控えさせていただきたいなと思います。これは、むしろ、議会の方々が、もしご相談されるなら、市民とご相談をしながら、あえて申しますとね。そういう性格のものだと思います。何かありますか、そのことで。

矢越委員 ほかの町長さんといいますか、副会長の皆様方、いかがなんでしょうか。

小川会長 どうぞ、では、やってください。

相模湖町長、副会長。

溝口副会長 相模湖町長の溝口です。

確かに、今のご意見は、当然、これはこれから大きな議題の1点になってくるだろうというふうには思っております。しかし、今、相模原市長が答えたとおり、我々と別のところでまた協議をされ、住民のまたご意見を聞いてやっていくのが正当ではないかというふうに思っております。

天野副会長 議会の特例の関係につきまして、ちょっとご質問を予期していませんでしたけれども、津久井町といたしましては、議会といろいろと話し合いをしましてまいりました。基本的には、先ほどうちの議長からのご発言がありましたけれども、相模原は中核市でありますから、やはり津久井町といいますか、3町 3町と申し上げては大分問題がありますけれども、津久井町の場合には、中核市の行政レベルにレベル全体を上げてほしいと、これが根本にあります。

したがって、そういう面からいって、細かいところの調整はあると思いますが、議会につきましても、基本的には、やはりこの合併を通じて、行財政改革という面から見ても議会の合理化が図れる。その中に民意を反映できるということを考えていただきたいと、こういうことを私は議会の方にも申し上げておりますし、津久井の議会の方でもそういうことをお考えになって、いろいろと議論をしていただいているようですから、結論につきましては、今後、議会の方で設けられている協議会の方で出していただきたいと、これが私の考えであります。

加藤副会長 ご質問の趣旨は、在任特例なんかを首長としてどんなふうにご考えているかと、

こういうことだと思いますけれども、私は、実は、この中では大変微妙な立場にいる人間でございまして、もう二、三週間でいろいろなことが起こるわけでございますので、今、市町村合併を十分に住民等の説明なり、それをコミュニケーションなしに行っているのではないかとまで言われている立場の人間でございますので、ここはひとつ慎重にお答えしなくてはいかんと思っております。ただ、この問題は、あくまで議会の中でどのような議論があるかということを見守って、それから決めるべきことだと思いますので、この場で私が個人的にどう考えているかを言うべきではないと思っております。

小川会長 このことについてはよろしゅうございますか、矢越委員。

矢越委員 はい、わかりました。

小川会長 それでは、話をちょっと戻しまして、編入合併か新設合併かということでございますが、どうぞ、では大神田委員さん。

大神田委員 先ほど来の委員さんの意見の中で、私は、新設にしる編入にしる、一番の基本を決めないと、これから時間をかけて決めるにしても、協議内容が異なってくると思いますので、やはりここはじっくり、どちらで進むのか、はっきり決めて協議内容へ入っていただきたいと思えます。個人の委員としての意見は以上です。

小川会長 荒井委員さん、どうですか。

荒井委員 私は、あくまでも、今回、6回、この任意協議会に対する町民と一緒に座談会をしたわけですよ、この合併の問題についてね。その合併について新設がいいのか編入がいいのかと、私たちも、議会そのものも、皆さん、それなりの認識はっておるわけですよ。ところが、今回初めて始めるときに、この新しい決め事で、私がこの31項目の中の先ほどこれを承認したんですが、その中でもいろいろ言われたんですが、この問題の合併の新設合併というのは、町民の出た人数の中のほぼの方がそう言ったわけなんですよ。今回、わずか200人足らずの、6回で200人足らずかもしれませんが、夜やって、その中で、その声を聞く以上、これからは行政と議会が一体となって、また町民を入れた中でご意見を任意協議会に反映しましょうと、こういうことなんですよ。だから、やはり町民の声を私はここで言わなければいけない立場でもあるし、その辺のところは私もなかなか難しいところなんですよ、その辺ね。

だから、その辺のところを、先ほど小野議長さんがおっしゃったとおりに、一度で決めなくても、要するに、この辺の、確かにこれを決めないと次のところがちょっと難しくなる問題があると思えます。私は、これからまた今度は、この任意協議会の報告をするわけですよ、

町民に。そうした場合、何のさたもなくして、どうですか、こうですかと聞かれた中で、こう決まりました。再度言っていただけでしたかと、こういう声が出ると思いますよ。その場合にも、どうしても何らかの意見を出してもらって、いいですよ、私は、皆さんがどういう意見を出しても構いませんけれども、やはりそういう建前で、これからも、要するに、7回ある中で、うちは帰るたんびに報告をして、また新しい問題、これは、議会でできる問題については皆さんとまた審議をしましょうと、こういうことになっている以上、私たちが意見を言わなかった場合は、次のときから出前講座には出てきてくれないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

小川会長 わかりました。

ほかに、この趣旨の……。

はい、では、どうぞ。趣旨の違ったご意見があると……。はい、どうぞ。

石川委員 相模湖町の石川でございます。

相模湖町に住んでおまして、今、議長のお話の中に、町民の考え方というレベルでのお話がありました。私、個人的には、全国的に見た事例から、また、ここの相模原市が核になるんだという意味からして、これは編入だなという認識を持っています。同じ相模湖町にいて、ちょっと議長が今発言された中身と食い違いがあって、非常に、何だ、相模湖町、統一とれていないのかと、こういうような一つのご批判もあろうかと、こんなふうには思います。しかしながら編入合併。むしろ、相模湖町が今、新設合併だという町民のご意見だと、こういう議長からのお話ですけれども、私、ここで新設、なぜ新設なんだろうかという意味がわからず、今聞いておるわけです。新設だと主張する裏には、こういう理由で新設だよという説明がないと、我々、一般町民からしたときに、考え方がまとまってこないんです。ですから、私、今申し上げたのは、全国的な事例から見て、このような形の合併は編入だなと。だから、これはそういった形に移行していくべきだなと、こんなふうには個人的には思っています。したがって、その中身を理解したいと。

小川会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ちょっと相模湖さんのことは、そちらでまたやっていたいて……。まあまあ、いいです、いいです。ちょっと待ってくださいよ。どうですか、相模原……

一戸委員 お伺いしていただきたいと思います。

小川会長 あなた、聞きたいことがある。

一戸委員 今のご説明を……

小川会長 いやいや、それはお二人で……。ここではちょっとね。いや、どうしてもならないですよ。いいんですが、議長さんのおっしゃっているのは、そういう今まで接しられた町民さんは、皆さん、そうおっしゃっているということですから、また自治会長さんは自治会長さんでそうお考えなわけですから、それはそれで……

荒井委員 一国一城として一国一城の 1万人でも一国一城の主なんだから、ひとつ言っ  
てくださいよと、こういう意見が強いんですよ。それだけを言っているわけですよ、私は。

小川会長 どうぞ、矢越委員。

矢越委員 すみません、先ほど荒井議長さんの言われたことも、一部の人の意見ではもっともなことだと思うんですが、ただ、津久井町は人口が1万300数十名かと思うんですね。

溝口副会長 相模湖です。

矢越委員 ああ、相模湖。すみません、すみません。相模湖は1万370名かと思うんですけれども、そのうちの200人の方々の意見だけをとって、全員がそういうふうにおっしゃっているというやはり非常に誤解を受けやすいので、その辺は、一部の人がこういうことを言っているというような形で言っていたかないと、全員がそういうふうと言っているのかなと、逆に、私、思ってしまうんですけれども。

小川会長 ほかにございませんでしょうかね。相模原の方としてはどうですか、このこと。何か、どなたか。私が指名しては申しわけないですから。

では、山岸委員さん、お願いいたします。

山岸委員 相模原の山岸でございます。気持ちの上では全く対等だというように思っております。しかし、ご存じのとおり、都市の規模も違いますので、中核市で与えられている権限も全く違う部分もありますから、なかなか即対等ということにもいきません。ほかの例を見ても編入合併が望ましいのではないかなということで、今日、方向をひとつ出していると思っておりますが、しかし、3町の皆さんが、対等か、編入かということで、もう少しこのことだけは時間をかけて議論をしてみることもよろしいのではないかなというようにも考えているところでございまして、ただ、全体の日程が大きく狂うとか、後のことに支障を来すという一面もあるかもしれませんが、それよりは議論を尽くして、やはりみんなが賛同できるような方向で事をまとめていくことの方がよろしいのかなと、こんなふうに思っておりますけれどもね。

小川会長 ありがとうございます。



いかがでしょうという前に、辻委員さん、いかがでしょう。いわゆる学識経験者としてのご発言等をいただけるとありがたいんですが。

辻アドバイザー 今、編入か新設かということで議論がありまして、ほかの合併協議においても、新設か編入かでやはり冒頭いろいろ議論になります。4点、ちょっと考えてみなければならぬことがあると思うんですが、1つは、法律が古いので、要するに、戦後直後にできている法律なので、いかにも、編入というと、何か、編入される方の市町村の意向が無視されがちなイメージを連想されるのではないかと思うんですよね。したがって、普通に編入か新設かと聞かれれば、何となく、いや、何か、新設でない自分たちの権利が守りづらいのではないかというイメージが出てくるのはもっともなことだと思うんですよね。ところが、これは事実問題なんです、実質的には、これからやる30何項目については、編入でも、それから新設でもほとんど変わりません。中身、実質的な議論は、どう合わせるかという。必ず、でも、この1市3町についてどういうふうになっているかという表をつくって、その中でどれをしていくかということをやっていきますので、実質的には、新設か編入かでほとんど差はありません。これは事実として1点目です。

それから2点目は、では、その中でどうして差があるかということをお考えすると、編入合併の方が、編入される側の方に議論の焦点が置かれるんです。ですから、仮に新設だとすると、相模原の分も含めて全部議論をして、それから編入される側になりますので、かける時間とすれば、相模原の方が時間を本来は長くとらなければだめなので、ざっと6分の5とか7分の5を相模原の話をして、残り津久井郡の話ということに、平等に話をすると、そうになってしまうんです。編入合併の方は、逆に、編入する側、変わる側に焦点を置いて議論しますので、恐らく実質的には、編入される側の市町村の意向その他を議論しやすい形態ではないかというふうに言えると思います。

それから、3番目は、形式的には、今、事務局からご説明があったように、しかし、議事の出し方その他を考えると、市の方に合わせて、市の方に編入した方がやりやすいというのが言えますし、4番目としては、実質問題としては、人口30万ぐらいで、10市町村、小さいところと合併しても編入のケースが多いので、多分編入の方が多いいんだと思うんですね。

したがって、私が普通に考えると、編入は編入で方式は決めて、それで少しでも実質的に議論をしていった方が正解ではないかと思うんですが、しかし、入り口の話ですので、非常に納得して議論を進めていかないと、後、全部尾を引きますので、皆さんがそれで納得されるかどうかというのがやはり一番大きいかなというふうに思っております。

小川会長 ありがとうございます。ただいまのご意見をいただきました。

特にございますでしょうか。

はい、それでは柴田委員ですか。

柴田委員 柴田でございます。

どのタイミングでご質問しようかなと思っていたんですが、基本的に、私も、いろいろ考えると編入合併なのかなというのが個人的な意見でございます。ただ、その編入合併が進める際に、やはり先ほども出ておりましたが、重要になってくるのは、今回の会議でも上程されています議員の定数等に関する検討委員会、それから、前回、資料にもありますが、都市内分権の検討委員会、もう一つはまちづくり将来ビジョン検討委員会ですか。この3つから上がってくる指針とか方向性というのが非常に大事になってくると思います。この案件については、私は、編入で、私の意見としてはそういうふうな意見なんですけれども、これからその3つの委員会の運営についてどういう形で具体的に進めていけるのかということ、この場ではなくていいので、ただし、今日の会議中に、事務局の方から、もしくは、だれかご説明できる方がいれば、きちんにご説明いただきたいと思います。

小川会長 何かありますか。

いかがでしょうか。それでは、どうでしょうか。一番大事なことですので、ここで多数決でとかいうのはちょっとまだ無理があると思いますので。また、編入、あるいは対等について、私自体も、ちょっと今、辻委員のお話を伺って、はっと思ったところが、実は私の不勉強なところもありました。個人的なことを言って申しわけないんですが、そんなこともございますので、いかがでしょう。次回まで、それぞれのお立場でお持ち帰りいただいて、次回には決めると、そういうお約束を前提として、どうなんでしょうかね。このことを保留にするということについてのご意見ございましたら、どうでしょう。もうとにかく最初のことで、すから、いわゆる円満にいつておきませんと……

天野副会長 第3回に結論を出すわけですね。

小川会長 そうですね。今日は2回目ですから、第3回目ですね。次回協議会では結論を出すということで。

〔「異議ございません」と呼ぶ者あり〕

小川会長 いいですか。それでは、この合併の方式につきましては、次回、第3回の協議会で決めるということでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議ないようでございますので、さよう決しました。

続きまして、次に、協議第3号 合併の期日についてを議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

何か、事務局いわく、ちょっと方向が、保留になったものですから休憩をしてほしいという事ですので、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、ほんのトイレ休憩ということで、休憩をいたします。約10分ほどでございますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時03分

開会 午後 3時14分

小川会長 全員ご着席のようでございますので、議事を再開いたします。

協議第2号の合併の方式ですが、再確認をさせていただきます。

このことにつきましては、継続審査として、次回、第3回の協議会で決定をすると、このようなことよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 さよういたしました。

それでは、続きまして、「協議第3号 合併の期日について」を議題といたします。

事務局から説明をしてください。

事務局。

### **協議第3号 合併の期日について**

田所事務局長 それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。

協議第3号 合併の期日について。

合併の期日について、次のとおり協議を求め。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

合併の期日は、「市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）の適用を受け、平成18年3月31日までに合併することを目標とする。

13ページをご覧いただきたいと思います。

参考でございますが、第159回国会、これは現在開会中の国会でございますが、この国会におきまして、去る5月19日、参議院を通過いたしまして、新たに市町村の合併の特例等に関する法律などが公布をされてございます。改正された合併特例法、あるいは新法、新しい法律につきましては、公布日が去る5月26日ということで、既に公布がされております。この法律に基づきまして、各種の財政支援措置等を受けるためには、平成17年3月31日までに県知事への合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併する必要があります。

2といたしまして、これは手続的なものでございますが、合併するためには、1市3町の各議会におきまして議決をしてから、県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併の決定、総務大臣への届け出、告示など、手続が定められておりますので、相当の日数がこれらについては要することにとなるものでございます。これらの点を十分に考慮した上で、合併の期日を定める必要があるものでございます。

恐れ入りますが、先ほど申し上げました合併特例法の改正等の関係につきまして、次の14ページでお示ししてございますので、14ページをご覧いただきたいと存じます。

改正後の合併特例法と合併新法の比較でございます。

まず、名称でございますが、改正後の合併特例法は、市町村の合併の特例に関する法律。これは現行法でございます。現行法の一部が改正されているというものでございます。それから、新しくできた法律につきましては、合併新法というふうに書いてありますが、市町村の合併の特例等に関する法律ということで、「等」が加わってございます。

適用の対象でございます。改正後の特例法ですと、平成17年3月31日までに従来は合併した市町村に適用されておりましたが、今回の改正によりまして、17年3月31日までに県知事へ合併申請し、18年3月31日までに合併した場合にあっては、引き続き、現行法で決められておりますさまざまな規定を適用いたしまして、財政上の優遇措置などが受けられることとなっております。

それから、合併新法の方ですが、これは、17年の4月1日から平成22年3月31日までに合併した市町村を対象とする、5年間の時限的な法律でございます。

次に、新市町村のマスタープランの関係でございますが、特例法、現行特例法、あるいは改正特例法では市町村建設計画というふうになってございますが、合併新法では合併市町村基本計画という名称に変更になってございます。

次に、地方交付税の額の算定にあたっての特例でございます。これは、地方交付税につきましては、市町村が平均的な事務を行うために必要となる経費について国が補てんをしているものでございます。この地方交付税につきましては、改正後の特例法では、合併した年度及びこれに続く10年度は、合併前の市町村が存続するとして算定した合算額を下回らないように算定をされるということになってございます。これは10年間の時限措置でございます。その後の5年間は、激変緩和措置ということで措置がされるということになっております。つまり、1市3町それぞれが単独で存続をしたというように想定をして地方交付税を算定して構わないというのが、この特例でございます。

合併新法によりますと、平成17年、18年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く9年間、それから、平成19年、20年度に合併した場合には、これに続く7年間、それから平成21年度に合併した場合は、合併した年度及びこれに続く5年間は、先ほど言いましたような特例の措置が受けられるということになってございます。これが合併新法の方でございます。

次に、合併特例債の関係でございます。これは財政上の優遇措置でございます。新市建設計画ということでございますが、現在、本協議会におきましては、まちづくりのビジョンを検討していただいておりますが、このビジョンの中から改めて新市建設計画ということでつくることになっておりますが、この新市建設計画に位置づけられました公共施設等の整備につきまして、合併した年度及びこれに続く10カ年度に限って発行できる地方債でございます。この地方債につきましては、対象事業費の95%が地方債として充当ができることになっております。そのうち元利償還金の70%は、後年度、先ほど言いました普通交付税で補てんがされるという制度になってございます。これが、合併新法につきましては、合併特例債は廃止をされております。

次に、先ほどもちょっとご質問の中にございましたが、合併特例区の関係でございます。これにつきましては合併新法と全く同様でございます。今回の改正後の合併特例法の中でも、この合併特例区、それから地域自治区につきましては規定がされてございます。合併新法の欄をご覧いただきたいと思っております。下から2段目ですが、合併特例区につきましては、合併後の一定期間、これは5年間ということになってはいますが、5年以下ということでございますが、旧市町村単位、あるいは、場合によっては複数の市町村でも可能でございますが、地域住民の意見を反映しつつ、一定の事務を処理することができる合併特例区というものを設けることができるようになってございます。これは法人格を持つということでございます。

それから、地域自治区の合併による特例というのがございます。これは、合併に際して、住民意見の反映と、それから行政と住民の連携を強化することを目的といたしまして、合併特例区と同様、市町村単位、旧の市町村単位、あるいは、場合によっては複数の市町村で一つの地域自治区をつくるということも可能でございますが、そういったものが設定できることとなってございます。ただ、こちらの地域自治区に関しましては法人格は持っておりません。

これらの合併特例区、地域自治区の合併による特例等につきましては、設置をするかしないかということにつきましては、これから協議によって決めるということになってございます。それから、それぞれ、例えば、現在の住所の、あるいは住所の上に、例えば、地域自治区、合併特例区等の名称をつけることも可能となっております。つまり、現在の城山町、津久井町、相模湖町という3つの町があるわけですが、この町という名前を使うかどうかは別にいたしまして、その名称を地域自治区、あるいは合併特例区の名称としてつけることが可能であるというようなものでございます。

これらにつきましては、また改めて、都市内分権等の関係の際に、再度、詳細について説明をさせていただきたいと考えております。

次に、15ページをご覧くださいと思います。

先ほど申し上げました市町村合併の手続の関係でございます。この手続の概要についてお示しをしておりますが、上から2つ目の欄に「合併に関する任意の協議」というふうに書いてございます。これが現在の本合併協議会の段階でございます。現在、この段階にあるということでございます。この後、法定協議会を設置するためには、それぞれの市町の議会の議決をいただきまして、法定協議会の設置が可能となるものでございます。法定協議会を設置されますと、その段階、あるいはその事前でも可能かとは思いますが、県の方に届け出をするとともに、県と市町村建設計画にかかわる協議を行うこととなります。法定協議会の設置の届け出自体は、設置をした後、知事の方に届け出になります。ただ、市町村建設計画に関しましては、場合によっては事前に県の方と調整するというようなことが出てくるかもしれません。市町村建設計画にかかわる協議等を県と行いまして、市町村建設計画、あるいは合併にかかわる正式な協議書等を整えまして、合併協議が終了することとなるものでございます。

これらの合併協議が終了いたしますと、下段の方になりますが、改めて議会の議決をいただきまして、県知事に対して合併の申請をするということになります。神奈川県では、申請

を受理いたしますと、県議会の議決を経て、合併の決定をし、総務大臣に届け出を行い、総務大臣の告示によりまして最終的な合併の効力が発生をするという流れになってございます。

以上が、協議第3号についての説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第3号 合併の期日について」説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。ただいまの説明に対しましてご意見等ございましたら、ご発言願います。

なお、ご発言の前には、マイクが行きますので、マイクをおとりになって、お名前を名乗っていただいでご発言いただきます。簡潔にお願いしたいと思います。どうぞ。

はい、どうぞ。柴田委員ですか。

柴田委員 着座のまま失礼いたします。先ほどご意見……

小川会長 名乗ってください、すみません。

柴田委員 柴田です。よろしいですか。

先ほどご意見申し上げましたが、私の意見としましては、この期日ありきで進めることには非常に違和感を感じているのが事実です。ただし、いろいろなメリットを考えると、この期日に何とか合わせていかなければいけないという現状も理解できます。そこで、これから私たちの子供が育っていく、この地域が、期日ありきで合併をしたのではないということ、をきちんと残すためにも、先ほども申し上げましたが、ビジョン検討委員会であったり、もしくは都市内分権検討委員会であったりするところから、どんな相模原と津久井の未来予想図とか、こんなまちづくりができるんだというのが、この期日までに逆に上げてきてもらうというのが非常に重要になってくると思うんですね。そういう部分で、先ほど事務局長からお話がありましたが、都市内分権の検討委員会はいつごろ立ち上がって、どんな機能を果たせるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

小川会長 事務局長、どうぞ。

田所事務局長 当初、一番最初に、第1回の協議会の際に、協議会の組織図を皆さんにお配りをしてございます。この中に、確かに都市内分権の関係、記載をしてございます。ただ、第1回するときにもご質問がございまして、私からお答えをさせていただいておりますが、都市内分権の検討につきましては、まちづくりの将来ビジョン検討委員会のまちづくりを検討していく中で、恐らくあわせて、ほとんどの部分が都市内分権に関して議論がされるというふうに考えております。したがって、現段階では、都市内分権そのものについては、すぐに委員会を設けるというようなところまでは現在考えてございません。極力、まちづくり

の検討委員会の方で、その辺も含めた議論が必要になってくるというように現在は考えてございます。

以上でございます。

小川会長 他にございませんか。

どうぞ。

森委員 私も座ったまま失礼いたします。1市3町共通で出ております森と申します。

先ほど柴田さんがおっしゃったように、私も、合併の期日ありきで進めるのはどうかというふうに思いますが、ただ、目標をこういうふうに決めることにつきましては賛同したいというふうに思います。細かいことを言えば、先ほど事務局からも話があったように、2,000から3,000の事務事業、それから、もっと細かいことを言えば、職員の事務のあり方ですとか、あるいは教育環境の違い等々も踏まえて、十分にこういった細かいことを議論して、詰めた上で合併をしていただきたいというふうに思いますので、先ほどの特例措置を見ても、平成18年度までに何としてもやるということではなくて、こういった細かいところを詰め切らない場合には、19年度、20年度も含めて、地方交付税は受けられるわけですから、そういったことも視野に入れながら、完璧な形で合併をしていただきたいというふうに切に望みたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

小川会長 他にございませんか。

はい、どうぞ。菊地原さんですか。

菊地原委員 城山の議会から選出をされております、菊地原でございます。

時間のない、限られた合併なわけでございます、城山町より選出をされております10人の合併協議会委員でいろいろと事前の話し合いもしてまいりました。そんな中で、城山としては、全会一致で、この提案どおりでよろしいということで決定をしましたので、お願いいたします。

小川会長 他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。ちょっと待ってください。すみません、今行きますから。お名前からお願いいたします。

永井(宏)委員 相模湖の永井です。

うちの方でいろいろ、先ほども話したとおり、議会で出前講座をやりましても、何しろ慎重さをもってやってくれと、そういうような住民の意見もございます。また、一つは、また特例債を受けなければならないということも一番問題がありますし、皆さんの意見を聞きな



がら、まだうちの方でも一つは決めかねているようなところもございます。しかしながら、この期限というものは区切ってではないんですが、この日を決めた、先の見通しを決めた日というのは、これはないと、だんだらいくのがもとでございます。そういうことで、この問題は、皆さんの、私らも意見を聞きながら、それに合わせてやっていくというのが、私は、期日というものは、もうこれは絶対に必要なものではないかと思えます。

以上でございます。

小川会長 わかりました。

いかがでしょうか。この原案に賛成をされるようなご意見が続いたんですが、特に反対の意見ございますでしょうか。

どうぞ。

矢越委員 矢越でございます。

反対とかではないんですけども、万が一、この合併期日に間に合わなかった場合は、これはどうなるのかということをお聞かせいただきたいかと思えます。万が一です。

小川会長 いかがでしょうかね。それとも、事務局、言われますか。

どうぞ、事務局で。

田所事務局長 私ども事務局からご提案を申し上げている内容といたしましては、あくまで18年3月31日までに合併することを目標とするということで、目標として設定をさせていただいたということでございます。

それから、特に、矢越委員からのお話は、恐らく合併特例債等の関係を考えると、17年3月31日という、その期限のことだと思いますけれども、今回、先ほどご説明申し上げましたように、合併特例法自体の改正がされ、あるいは合併新法、合併の特例等に関する法律という合併新法もできてございますので、これらは当然、この協議会の中でこれから議論をしていただくことにはなりますけれども、逆に、この期限が、例えば、経過したから、ではどうなのかというのは、特に新法の適用を受ければよろしいということもあり得るわけでございます。それらにつきましても含めて、皆さんの方でご協議をいただく内容になるかなというふうには考えてございます。

矢越委員 ありがとうございます。

小川会長 よろしいですか。

この原案に特に反対というご意見はございませんですか。

そのほかに、特にありませんか。

はい、どうぞ。

高橋委員 相模湖町です。高橋ですが、ちょっとお伺いしたいんですけれども、地域自治組織というのを一定期間設置できるという制度も設けられるというふうに伺っておりますが、その期間というのは1年なり2年なりという特例が出ているというふうに伺っていますが、その辺はどうなんでしょうか。

小川会長 事務局ですか。

事務局、どうぞ。

田所事務局長 地域自治組織を設置するかしないか自体も、本協議会の中での協議という格好になります。それから、合併特例区の場合も、一定期間ということで、5年以内、設置ができるということになってございますが、地域自治区の合併による特例につきましては、やはりこの協議会の中で協議をして設置をする期間を定めるということになってございます。

以上でございます。

小川会長 ほかにございませんでしょうか。

他にございませんようでしたら、「協議第3 合併の期日について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がありましたので、さよう認めます。

「協議第3号 合併の期日について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第4号 新市の名称について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をお願いします。

#### **協議第4号 新市の名称について**

田所事務局長 それでは、続きまして、協議第4号について説明をさせていただきます。

16ページをご覧いただきたいと思います。

協議第4号 新市の名称について。

新市の名称について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の名称は、相模原市とする。

17ページの参考をご覧いただきたいと思います。

これは、先ほど合併の方式につきまして、編入合併について再度協議をするということに

なってございますので、この内容につきましては、ご提案のみさせていただくということにさせていただきますというふうに考えてございます。

以上でございます。

小川会長 事務局から説明がございました。

ご意見等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

はい、森委員さん、お願いします。

森委員 ご提案のみということでしたので、多分、協議は次回というふうに理解してよろしいんですね。一つつけ加えていただきたいんですが、次回もまた同じような形で提案されるのであれば、編入合併だから「相模原市」がふさわしいというご提案なのかなというふうに思っておりますけれども、広く市民の方々の意見を受けて合併をするという議論が先ほどから何名かの方から出ておられるとおり、ぜひとも市民公募といった形も視野に入れながら進めていただければありがたいなというふうに思いますので、もし次回提案されるのであれば、議論につけ加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

小川会長 ほかに何かございませんでしょうか。

大神田委員さん。

大神田委員 相模湖町の委員の大神田でございます。

この新市の名称についてという形、先ほども意見等も出ましたけれども、関連の質問でさせていただきますと思います。私、委員としての立場として、編入する市町村の名称変更をすることにより、新たに新市づくりという言葉を検討しての新しい市の発足という意味では、公募とか、この委員の中でのご意見を集約して、「相模原市」にするか、それとも、どここの市というふうな名称にするか、決定されるわけでございますが、私は、今、先進の市が、政令市、中核市を見ても、二文字の、昔からの歴史だとか文化だとか、そういうものを考慮した中でのご意見として、「相模原市」を「相模市」というふうな名称にした新しい市の発足と、まちづくりという意味で、意見として申しておきたいと思います。

それと、やはり編入合併で合併されたにしても、相模川を中心に新しい広大な市ができるわけでございます。ですから、政令市を目指す形においても「相模市」と。昔からの相模の国とか、車のナンバーも相模ナンバーとか、そういうふうな事例を踏まえまして、そのようなご意見でございます。

以上です。

小川会長 他にございませんか。

どうぞ、柴田委員ですか。

柴田委員 私もいろいろな名称等を公募するのは非常にいいと思いますし、今はやはり平仮名だったり片仮名だったりしますので、そういうのを検討されるのがいいのかなと思っています。一つ、判断材料として、もし事務局の方で把握をされていたら教えていただきたいんですが、現状の「相模原市」をそのまま使った場合のかかる費用と、相模原市自体も全部変わってしまう「相模」とかとやると、非常にお金がかかると思うんですね。それはどれぐらいの費用か把握をされていれば、ちょっと教えていただけますか。判断材料として考えたいと思いますので。

小川会長 事務局、どうぞ。

田所事務局長 そこまでちょっと私ども、まだ把握はいたしてございません。ただ、相模原市、先ほど来ちょっとお話もごさいます中核市になってございますので、さまざまなところに「相模原」という名称が入っております。ですから、費用は想像を絶するようなものになるのではないかというふうには考えられます。

以上でございます。

小川会長 はい、どうぞ。

柴田委員 引き続きですが、想像を絶するといっても想像ができないんですね。大まか算定していただいて、次回の協議までに、これぐらいかかるよというのは、これは酷ですかね。もしわかれば、非常に判断材料としてはありがたいんですが。

小川会長 では、事務局長、どうぞ。

田所事務局長 恐らく短期間ではほとんど不可能だというふうに思っています。といたしますのは、特に、民間でも「相模原」という名称はすべて使っておりますので、民間の方のことも考えますとほとんど無理ではないかな。それと、相模原市の市関係の方だけでも相当な量が、先ほど申し上げましたように、ございます。ですから、それ自体も、恐らく印刷物等からすべてになりますので、あるいは神奈川県もやはり「相模原」というところになっています。あるいは駅名までということはなかなかないかもしれませんが、駅まではなければJRの方は関係ないかもしれませんが、いろいろなところでそういった「相模原」という名称を使っていますので、これは非常に難しいなというふうには思っています。

小川会長 河本委員。

河本委員 相模原商工会議所の河本でございます。

今、新市の名称につきましたの議論がございましたけれども、これはもう大変な、もう見

当外れの議論になりそうで、私は非常にがっかりしております。といいますのは、相模原は、今、市制50周年を迎えておる。50年かかっても、「相模原」という地名が全国津々浦々に知られているかということ、そうでないんですよ。これでもって産業界がどれくらい損をしているかということ、皆さん、考えてみてください。またこれから新しい名称になったとしたら、これからまた始まるわけです。これに対する産業界の損失なんていうのは、もう想像を絶するくらい大きな損害になるわけでございます。ようやくこれで相模原50周年を迎え、中核都市になり、またこの合併によってよくなるか、うまくいけば政令都市になったと仮定いたしますと、この相模原は全国津々浦々に知れわたり、かつ皆さん方の産業におきましても、いろいろな形でもってプラス要因がもう目の前に見えているということで、ひとつもう1回、ご理解願いたいと、かように思います。

以上です。

小川会長 他にございませんか。

どうぞ。八木委員さん、どうぞ。

八木委員 城山町議会の八木大二郎でございます。

今、河本委員のお話を聞いてしまったので、とても言いづらくなってしまったのであれなんですが、城山町委員の代表としてご提案を申し上げたいと思います。「相模原市」というその名称は、私にとっても大変もう既になじみが深いですし、「相模原市」といえば、十分これはわかります。しかしながら、これまで歩んできた歴史や伝統、文化、そして地理的な状況というのは、いわば工業都市として歩んでまいりました、この相模原市と、神奈川県民の水をいわば供給してきた、この津久井地域の山並みや水資源という、新たな特色を持った都市同士が一緒になる。こういうことを考えますと、一つの新しい新たな都市をつくるんだという気持ちに立って、この新市の名称を考えるとすれば、新たな名称で出発するのも、これはいいことではないのかなというふうに考えまして、城山町としましては、先ほど相模湖の大神田委員の方からは漢字の「相模市」というご提案がございましたけれども、城山町は平仮名の「さがみ市」という形をご提案申し上げたいというふうに思います。

小川会長 他にございませんでしょうか。

では、どうぞ、山口委員さんですか。

山口委員 ありがとうございます。3町の山口と申します。

そうですね。さまざまな意見が出ている中、私どもも、この神奈川県内の森林面積の19.5%を占める、この津久井と、貯水量5万3,000トンの水瓶として、これは藤野

町を含めての数値なんですけれども、そういった本当にこの自然環境豊かな津久井と、そして大都市相模原、そういったものが一緒になる合併ということで、ぜひ日本、ひいては世界にも通用するような、またこの新しい都市をつくるといった意味でも、「相模」、そういった名前、今現在の「相模原」ではなくて、この新しく生まれ変わるといった意味で、そういった名前をつけていただければと思っております。意見でございます。

小川会長 では、こちらの永井さん。

永井（充）委員 相模湖町の永井です。

先ほどから、漢字の名前、平仮名の名前というようなお話も出ております。そんな中で、ちょっと参考にさせていただきたいと思いますが、現在、相模原市というのは、漢字「市」まで入れますと4文字ですね。それを平仮名で「さがみはら市」としたときも名称の変更になるのかということをお話。平仮名で「さがみはら」としたときにどのような形になるのか、ご質問させていただきます。

小川会長 漢字を平仮名にした場合、どうかということですね。

事務局、どうぞ。

田所事務局長 漢字を平仮名にした場合でも、新市の名称ということで、名称変更という形になるものでございます。

小川会長 他にございませんでしょうか。

他にないようでございます。この新市の名称ですが、先ほどの合併の方式にも、あるいは関連があるかもしれませんので、いかがでございましょうか。それぞれでよくご相談、住民の方々のご相談をいただいて、次回には決めるということでひとつお願いをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 それでは、この「協議第4号 新市の名称について」は、継続の審査といたします。ただし、次回、第3回協議会において決定をすると、このように決しました。

次に、「協議第5号 新市の事務所の位置について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

#### **協議第5号 新市の事務所の位置について**

田所事務局長 それでは、資料、18ページをご覧いただきたいと思っております。

協議第5号 新市の事務所の位置について。

新市の事務所の位置について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

新市の事務所の位置は、相模原市中央2丁目11番15号（現在の相模原市役所の位置）とする。

以上でございます。

なお、「参考」が19ページの方でございます。

編入合併の場合には、通常は編入する合併市町村の事務所の位置となるケースが多いよう  
でございます。

なお、事務所の位置を変更する場合、特に、新設合併の場合には変更するケースが多いよ  
うでございますが、この場合には、地方自治法の規定によりまして、住民の利用に最も便利  
であるように、交通の事情、他の官公署等との関係について考慮を払うことが必要である  
というような規定がございます。

以上が、協議第5号についてのご説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま説明がございました。

協議第5号についてご意見を願います。

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしという声があるようでございますので、ご異議ないものとして、採決といたしま  
すか、お諮りをいたします。

「協議第5号 新市の事務所の位置について」は、原案のとおり決することにご異議ござ  
いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 ご異議ないようでございますので、「協議第5号 新市の事務所の位置につい  
て」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第6号 事務事業一元化の基本方針について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をさせます。

事務局長。

#### **協議第6号 事務事業一元化の基本方針について**

田所事務局長 それでは、続きまして、協議第6号でございます。20ページをご覧いただ

きたいと思います。

協議第6号 事務事業一元化の基本方針について。

事務事業一元化の基本方針について、次のとおり協議を求める。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

事務事業の一元化の基本方針につきましては、各市町で行われております窓口事務、あるいは福祉、建設、教育など、すべての事務事業につきまして一元化を図るための調整をするものでございます。そのための基本的な方針を定めるものでございます。

まず、1として、基本原則でございますが、6本の柱をつくってございます。

まず、1といたしまして、(1)一体性の確保でございます。住民の生活に支障を来さないよう、できるだけ早く一体性を確保できるよう調整をするものいたします。ただし、従来の経緯や財政への影響を勘案いたしまして、早期に統一をできないものにつきましては段階的に調整をしていくものいたします。

(2)といたしまして、住民福祉の向上でございます。各市町で行っている各種行政サービスにつきましては、住民とのパートナーシップの観点からサービス水準や内容につきまして十分検討を行い、より効果的な方法で住民福祉の向上が図られるよう調整を努めるものいたします。

(3)といたしまして、負担の公平でございます。使用料・手数料や地方税など住民が直接負担するものにつきまして、その料金や税率について負担公平の原則に立ちまして、住民に不公平感を与えないよう十分配慮して調整に努めるものでございます。

(4)といたしまして、健全な財政運営でございます。新市の財源確保に努める必要がございます。あわせて、効率的な財政運営を目指して、地方分権の時代に対応した健全財政に努めるものいたします。

(5)といたしまして、行政改革の推進でございます。社会情勢の動向等も踏まえる中で、事業の妥当性・必要性についても十分検討を行いまして、行政改革を推進する観点から事務事業の見直しに努めるものいたします。

21ページでございますが、(6)といたしまして、地域特性の尊重でございます。それぞれの地域性やこれまでの経緯の中で行われてきたさまざまな事業がございます。こういったものにつきましては、それぞれの地域が有する特性を活かした魅力あるまちづくりの実現に向けて、地域特性の尊重に努めるものでございます。

2といたしまして、これらの調整の方針でございます。



(1)といたしまして、新市における住民福祉の向上に向け、基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に統一・調整を図るものでございます。

(2)といたしまして、関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、あるいは合併後、直ちに統一・実施することで、住民生活等に大きな影響を与えるようなものにつきましては、経過措置の設定等、円滑な移行に向けた調整を図るものとするものでございます。

3といたしまして、調整方針の区分でございますが、事務事業の一元化の調整方針の決定に当たっては、この下にございます表に掲げる区分を基準といたしまして定めるものいたします。これは、個々の事業について調整方針を一つ一つ定めていくということになるものでございます。

調整方針といたしましては、大きく、現行のまま、あるいは統合する、あるいは廃止をするというように分かれるかと思いますが、現行のままのものにつきましては、調整方針の具体例といたしまして、現行のまま新市に引き継ぐというような方針とさせていただきます。

また、統合につきましては3段階に分けまして、合併時に統合をするもの。これは、合併時に相模原市の制度に統合をする。

それから、3番目でございます。「速やかに統合」というふうに書いてございますが、速やかに相模原市の制度に統合していく。

4は、段階的に統合するということで、3年間、場合によっては5年間ということになるかと思いますが、は現状のままとし、その後、相模原市の制度に統合していく。あるいは3年間、あるいは5年間で段階的に相模原市の制度に統合していく。もう一つは、3年以内に相模原市の制度、あるいは5年以内に相模原市の制度に統合するというのが段階的な統合の調整方針の内容でございます。

次に、廃止の関係でございますが、これは、合併時に廃止をするもの、あるいは新市において速やかに廃止をする。これは、手続等の関係から時間がかかるケースがございますので、速やかに廃止をするケース。それから、3年間、あるいは5年間で段階的に廃止をしていくもの。あるいは3年もしくは5年以内に廃止の方向で調整をしていくものというような内容で、こういった内容で調整方針の事務事業についての調整をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に、22ページをご覧くださいと存じます。

4といたしまして、これらの事務事業の協議ランクと調整方針の決定区分でございます。先ほど申し上げました事務事業につきまして、それぞれ調整方針を定めてまいりますけれど

も、それぞれの内容に応じて、組織的にどこの段階で決定をしていくかというものを決めるものでございます。

まず、ランクAといたしましては、合併協議会、本協議会で協議をしていただく内容でございます。これは、(1)から(4)までは、先ほど、冒頭ご説明を申し上げました1番から31番までに該当する内容でございます。(5)といたしまして、各種事務事業のうち一元化するための調整が特に困難であるもの、こういったものにつきましては本協議会でご協議をいただくものでございます。

次に、ランクBのものでございますが、専門部会、幹事会で協議をさせていただきます。本協議会には報告をさせていただきます。内容といたしましては、1市3町で実施している事務事業の一元化に当たって、これは、財政的な影響が大きいようなもの、これにつきましては先ほど言いましたような調整をさせていただきますというものでございます。

次に、ランクCでございますが、専門部会で協議を行いまして、幹事会、合併協議会に報告をするもの。これにつきましては、1市3町の事務事業の内容が同様のもの、あるいは相違がほとんどないようなもの、こういったものについては軽微なものとして専門部会で協議をさせていただいて、幹事会、合併協議会に、本協議会に報告をさせていただくということで定めてまいりたいという内容でございます。

以上が、協議第6号の内容でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ただいま事務局から、「協議第6号 事務事業一元化の基本方針について」説明がございました。

協議に入らせていただくわけでございますが、ご意見等ございましたらご発言。

はい、どうぞ。

宮下委員 津久井町議会の宮下と申します。

本事務事業一元化の基本方針というのは、先ほど先送りになりましたが、合併方式に多分に関係あるのではないかと思います。そこで、2の調整方針のところの(1)の文言ですけれども、「基本原則に基づき、相模原市の制度を基準に」とありますが、私どもの町、1年間14回、合併問題特別委員会で議論してまいりましたが、編入合併という基本理念のもとに発言を行いたいと思います。

その次に、ぜひ、文言は直らないと思うんですけれども、「城山、津久井、相模湖町の制度に配慮しつつ」と、そういったことを検討協議の基本に置いていただきたいと、こう考えます。まず、これが一つの建議でございます。

それから、同じように調整方針の区分でございますが、統合のところ、4の段階的に統合とあります。その3行目のところに、やはりここにもその考えは盛っていただきたいと思うわけですが、この表記では、「段階的に相模原市の制度に統合する」となっていますが、「相模原市の制度を基準に統合する」という考えのもとに議論を進めていただきたいと思っておりますし、当然、その下の「3年（5年）以内に、相模原市の制度に統合する」、ここもやはり3町のことを考慮していただきまして、「相模原市の制度を基準に」と。3町にも、事務事業によっては検討すべきよい点もあるかと思っておりますので、ぜひこれを背景に議論を進めていっていただきたいということで、建議になるかと思っておりますが、よろしくお願いたします。

小川会長 関連 関連といいますが、この議案に関して。

では、はい、どうぞ、大神田さん。

大神田委員 相模湖の大神田でございます。

私も、2の調整方針、ここの部分で、今、津久井町の宮下委員が言われたような形と同じような意見を持っております。その中で、調整方針区分、この区分の中の制度、この部分を一字入れてもらうことによって、ランクづけのところでもかなりの違いが出てくると思っております。ですから、そこいらをよく配慮していただいて、この区分の中の、を、宮下委員が言ったような形の文句に変更を、できればお願いしたいという形であります。

小川会長 他にございませんか。

宮下委員さんは建議というふうにおっしゃっておられますが、何か事務局、ありますか。考えがあったら言ってください。

事務局長。

田所事務局長 先ほどの私の説明、ちょっと不足しているところがあったかもしれません。ちょっと補足させていただきます。調整方針の区分、現行、統合、廃止というふうな中で、何年間は現状のままとし、その後、相模原市の制度に統合する、あるいは相模原市の制度に統合するというような表現をいたしておりますけれども、この部分につきましては、一つ一つの個々の事務事業についての調整をする際の具体的な最終決定として、こういう方針を出すというものでございまして、例えば、相模原市の制度に必ずしもそぐわないようなケースがあった場合には、例えば、津久井町の制度に合わせるとか、あるいは城山町の制度に合わせるとかということがあり得るわけございまして、一つの事例として、調整方針の具体例としてお示しをさせていただいております。したがって、今後の調整の内容によっては

そういったケースも出てくるということは考えられてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

小川会長 何かご意見等ございますでしょうか。

他にないようでしたら、お諮りをいたします。

「協議第6号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小川会長 異議なしとの声がございますので、「協議第6号 事務事業一元化の基本方針について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、協議事項につきましては終了させていただきます。

次に、報告事項に移らせていただきます。

初めに、「報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程について」、事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局長。

### **報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程について**

田所事務局長 それでは、報告事項に移らせていただきますが、本日、別にご配付をさせていただきました資料、報告第11号というふうに表示してございます。こちらの方の資料をござらんいただきたいと存じます。

報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程についてでございます。

議員の定数等に関する検討委員会規程について、次のとおり報告する。

平成16年5月30日提出、相模原・津久井地域合併協議会会長。

議員の定数等に関する検討委員会規程の概要について説明をさせていただきます。

まず、第1条は設置でございますが、本協議会規約に基づきまして、合併後の議員の定数等、議会にかかわる事項につきまして調査又は審議するため、議員の定数等に関する検討委員会を本協議会に置くものがございます。

第2条は委員でございますが、委員は、12人以内をもって組織をするものいたします。関係市町の議会の議員のうちから、協議会の会長が委嘱をさせていただきます。

第3条でございますが、委員会には委員長及び副委員長を1人ずつ置くこといたします。

会議につきましては第4条で、委員長が招集をすることといたしまして、第2項では、本

協議会と同様に、あらかじめ副委員長及び委員に通知をするとともに、これを公表しなければならぬものとさせていただきます。

第4項では、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができるものとしたしてございます。

裏面をごらんいただきたいと存じます。

第6条になりますと、第6条では、協議会の庶務の関係でございますが、協議会の事務局及び委員長の属する議会の事務局において、この検討委員会の庶務については処理をすることといたします。

続いて、第7条で委任を設けておりまして、委員会の運営について必要な事項につきましては、会長が別に定めるものとしたしまして、本年6月1日から施行をするものでございます。

以上が、「報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程について」の説明でございます。よろしく願いをいたします。

小川会長 ご苦労さまでした。ただいま説明がございました。

ご質問等ございましたら、ご発言願います。

ございませんですか。

ございませんようですので、「報告第11号 議員の定数等に関する検討委員会規程について」は、ご承認をいただいたものとしたします。

次に、「報告第12号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会の活動内容について」、まちづくりの将来ビジョン検討委員会、矢越委員長より報告をお願いいたします。

## **報告第12号 まちづくりの将来ビジョン検討委員会の活動内容について**

矢越委員長 ありがとうございます。

それでは、まちづくりの将来ビジョンの検討委員会の今までの活動内容をご報告させていただきます。

まず、1回目に、4月30日、第1回目の合併協議会の後に、同じ場所、けやき会館において開催いたしました。公募の選出委員30名と学識経験者2名、合計32名で組織されております。

その討議内容としたしましては、委員長の選出でございますとか、ビジョン策定に当たった基本的な考え方、また今後のスケジュール、最後に各市町についての紹介のビデオをみ

んなで観賞したところでございます。

課題としまして、宿題としまして、委員会のメンバーに、自分のまち、他の市町の住みやすいところ、住みにくいところというものを抽出して、メールなりファクスなりで事務局の方に送っていただきました。それをもとに、第2回目の5月21日に、ちょうどこの場所で開催させていただいたんですけれども、第2回目の将来ビジョンの検討委員会を開催させていただきました。

それは、先ほど申しましたように、抽出した課題点をもとに、4グループに分かれましてグループディスカッションを行いました。

合併協議会への委員の選出、先ほど私を含めて4名出たかと思えますけれども、その選出と、それと委員会のメンバーが全員で30名プラス2名で32名でございますので、公募の選出の委員でございまして、確固たる信念を持っている人が多いございまして、なかなか収拾がつかない。けんけんごうごう、かんかんがくがくと紛糾する場面もございまして、コアになるワーキンググループを設置しようということで、相模原市から3名、城山町から1名、もしかしたらまたふえるかもしれませんが、津久井から2名、相模湖町から2名と高見沢先生と牛山先生、学識経験者2名をまぜて、合計10名でコアとなるワーキンググループを立ち上げているところでございます。

副委員長が決定しておらなかったんですけれども、第2回目のときに、その後に、2回目のこの会議の後に、ワーキンググループを開催するに当たって、付託案件として委員長の選出をそのワーキンググループの方にお任せいただくということでございまして、城山町の中里さんが副委員長に選出されたところでございます。

ほかに、会員相互の意見交換を目的にメーリングリストを設置する準備に入っております、間もなく開設する予定でございます。メールアドレスをお持ちでない方に関しましては、各町、各市の代表の方々がご報告申し上げますとか、事務局の方から文書にてその内容を逐次報告するというふうになっておるところでございます。

先ほど申しましたグループディスカッションでございますけれども、第1回目に出た課題、それをグループディスカッションでもんだわけでございますけれども、それを、とりあえず他の町を見ようということで、6月12日土曜日に津久井方面を視察、6月23日に相模原方面を視察ということで、大体9時から15時ぐらいを予定しておるところでございます。

それに先立ちまして、6月10日にはワーキンググループの開催をしているところでござ

います。

まだまだ先が、ゴールが見えない内容を議論しているところでありますけれども、着実に一歩ずつ前進をしているところでございます。ぜひ皆様方のご協力のもと、素晴らしいビジョンを立ち上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご報告とさせていただきます。

小川会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しましてご質問等ございましたら、ご発言願います。

ございませんですか。

特にないようでございますので、以上で議事については終了をさせて……。今のことですか。この今の質問ですか。

〔「ちょっとお伺いしていいですか」と呼ぶ者あり〕

小川会長 いやいや、今のこの報告のことではなくて。

〔「ではありません」と呼ぶ者あり〕

小川会長 はい。ちょっと待ってください。

それでは、この報告についてはご承認ということにさせていただきます。

ここで一応終わるわけでございますが、特にございましたら、どうぞご発言ください。

高城委員 3町共通の高城ですが、よろしく願います。

ちょっともとへ戻るようですけれども、議員の定数等に関する検討委員会の規程について、先ほど報告を了承したようなケースで、ちょっと戻って恐縮なんですけれども、意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。

小川会長 どうぞ。

高城委員 ただいま提起されました第2条の中で、委員は12人以内をもってというふうに組織されておりまして、この中の表現の2項の方で、中段あたりから、「関係市町の議会の議員のうちから」というふうになっておりますので、この12名は全員、議員というふうに判断されますけれども、考え方としまして、客観性を持たせる意味では、議員のみで議員、自分自身のことを決めるというのは客観性が欠けてくるというふうに思われますので、そういう点におきまして、議員のみでこのことを定めていく第2条の規定について、若干ここに疑問を生じたということで提起をさせていただきたいと思っております。

小川会長 特に、このことでほかにございますか。

特になければ、事務局、どうですか。今のことについて何か発言あれば。

では、事務局、どうぞ。

田所事務局長 事務局の方から、ちょっと考え方について説明をさせていただきます。必要がある場合には、先ほどもちょっと説明をさせていただきましたが、4条の会議の中で、4条4項におきまして、「委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる」というような規定がございますので、そういった必要性が生じた場合には、できればこの項を使って他の委員さんの出席等を求めて意見を聞くという機会をつくれればというように考えてございます。

以上でございます。

小川会長 いかがでございましょうか。

高城委員 私は、議員さんの立場からしましても、やはり12名の方が選ばれて、議員定数等のことに関して決めていくに当たっては、やはり客観性があつた方がいいというふうに思います。ということは、議員さんが自分自身のことを決めるということは、そういう点について薄れてくるというふうに思いますが、そういう考え方におきまして、今、事務局の方が言われた、第4条の4項の関係のところの「意見を聞くことができる」ということを、具体的に、今日、この中で方向性を出された方が、議員さんの立場からしても、全体的な流れからしても、議員定数は大事なところだというふうに思いますので、より、こういうふうに望ましい方向が得られるものではないかというふうに思いますので、一定の修正を求めた方がよしいというふうに思います。

小川会長 今、こういう意見でございますが、いかがでございましょうか。この議員定数に関する検討委員会の規程について、何か、この12名以外にということを義務づけるというか、規定をしておいた方がよからうというお話のようですが、事務局では、この4条ですか、運用の規定があるのでということをおっしゃりますが、特にございせんか。

特に、議員の方々、いかがですか。

どうぞ、宮下委員さん。

宮下委員 今発言のありました検討委員会の答申というのか、案は、本会に提示されるわけですね。本協議会に結果が提示されるわけですね。そこでもって議論されれば、公平な意見が議員以外の皆さんからも出るからいいのではないかと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

小川会長 いかがですか。

特に、このことについてはございせんか。



では、どうぞ。どうぞ、マイクを使っていただけますか。お名前と・・・。

小嶋（重）委員 津久井町の小嶋です。

既に合併したところの前例なんかも、そういう点、あろうかと思しますので、アドバイザーの先生の参考を説明いただければありがたいなと思います。

以上です。

小川会長 それでは、学識経験者の先生、アドバイザー。学識経験の委員の先生方という意味ですね。

小嶋（重）委員 そうです。

小川会長 はい。では、いかがですか。辻委員、どうぞ。

辻アドバイザー 先ほどの意見がありました。この委員会に、これはかかるわけですね。多分、前にどんな報告が出て、またここでけんけんがくがく議論をするのではないかと思いますので、とりあえずは、この委員会で受け取って議論をするという場が確保できれば。まず、原案は出しやすい方向で出していただいて、みんなで議論するというので私はいいと思うんですが。

小川会長 ああ、そうですか。ありがとうございます。

特にございますか。

それでは……。どうぞ。宮下委員、どうぞ。

小嶋（省）委員 すみません、津久井町の小嶋です。

小川会長 小嶋さん、すみません。

小嶋（省）委員 今、高城さんからお話をいただいておりますことは、要するに、この設置されました委員会で決定するわけではなくて、前段で、1市3町の議員の12名をもった委員でもって検討しまして、本合併任意協議会へ提案されます。そこで最終決定がされるわけですから、その中では、一部、局長からお話をいただきましたように、会長が、場合によっては学識経験者の方にその検討委員会の中へお出かけをいただいて、ご意見を聞くことがあるかもしれません。最終決定は、この任意協議会で決定することですので、委員会で決定することではありませんから、その部分だけをご了解いただきたい。

小川会長 いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、そのように、あえて私の方から申し添えさせていただくとすれば、運用の規定もありますので、そのことも十分頭に置きながら話を進めていただくということにさせていただきますと思います。

以上で、すべて終わりですね。すべて終了させていただきます。

その他

小川会長 次第5のその他に移らせていただきますので、よろしく願いをいたします。  
事務局長、どうぞ。

### **その他（１）第3回相模原・津久井地域合併協議会の次第（案）について**

田所事務局長 その他の関係について説明をさせていただきます。

資料の23ページをご覧いただきたいと思います。最終ページでございます。

次回の第3回相模原・津久井地域合併協議会の次第（案）でございます。

第3回の相模原・津久井地域合併協議会につきましては、本年の16年7月8日木曜日の午後2時から、場所につきましては、相模原市のけやき会館5階、大樹の間で計画をいたしてございます。

この協議事項のところ7号から14号まで書いてございますが、先ほど継続協議になったものがございますので、これらを新たに協議事項として加えさせていただきたいというふうに思っております。また改めまして、私ども事務局の方から各委員の皆様にはご通知をさせていただきたいというふうに考えてございます。

それから、報告事項といたしましては、事務事業の項目等につきましてのご報告とまちづくりの将来ビジョン検討委員会の活動内容等についてご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

小川会長 ありがとうございます。

それでは、今後の開催の日程等。特にいいですか、開催日程（案）は。

はい、2項。今後の協議……

### **その他（２）今後の協議会開催日程（案）について**

田所事務局長 失礼いたしました。（２）として、今後の協議会開催日程がでございます。これにつきましては第4回の協議会の予定でございますが、16年8月4日午後2時から、相

模湖にございます神奈川県立相模湖交流センター、多目的ホールで開催を予定いたしております。

以上でございます。大変失礼いたしました。

小川会長 ただいまございましたように、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、特別に皆様方からなければ、以上で第2回の合併協議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

すみません、その他の(3)がございまして、申しわけございません。(3)で、合併重点支援地域の指定の要望についてを事務局から説明させます。

事務局長。

### **その他(3) 合併重点支援地域の指定要望について**

田所事務局長 今日、別にお配りしております資料があるかと思えます。(3)の合併重点支援地域の指定要望についてという資料をお手元にご配付してございます。こちらの方をこちらの方をらんいただきたいと思います。

合併重点支援地域の指定要望の関係でございますが、合併重点支援地域とは総務省の事務次官通知により定められた制度でございまして、本協議会のような任意の合併協議会が設置をされているなど、市町村合併を検討している地域につきまして、都道府県知事が指定をするものでございます。現在、5月19日現在ですが、全国で560地域、関係市町村としては1,985の市町村が指定をされている状況でございます。

相模原・津久井地域におけます指定要望についての経緯でございますが、4月1日付で任意合併協議会を設立いたしまして、本日が2回目の協議会というものでございます。したがって、合併基本4項目等について協議をお願いしているわけでございますので、こういった経過から、明日、5月31日に、神奈川県知事に対しまして、1市3町の首長名で、文書でもって合併重点支援地域の指定要望を行ってまいりたいというように考えてございます。

この合併重点支援地域に指定をされますと、その効果といたしまして、国・県の支援がございまして、特に、県の関係につきましては、具体的な支援策の検討、あるいは合併協議会事務局への県職員の派遣等がございまして。

なお、これとあわせまして、相模原市は中核市になっておる関係で、神奈川県等の事務事業が相当量ございます。そういったことから、県の方との調整についての体制の整備について、あわせて要請をしまいたる考えでございます。

それから、国の支援策といたしましても、国の合併支援プラン等に基づきまして特別交付税措置がされる等々の措置がございますので、合併重点支援地域の指定の申し出をしてまいりたいというものでございます。

なお、県内の事例といたしましては、現在、皆さん、ご存じの真鶴、湯河原町の協議会が、平成15年6月1日付で、この両町が合併重点支援地域に指定をされてございます。

合併重点支援地域の関係につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。  
小川会長 ただいま事務局から説明がございました。

ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、質疑を終了させていただきます。

その他であらかじめ用意をされた事項は以上でございますが、そのほか、事務局から何かありますでしょうか。

事務局長。

#### **その他（４）その他**

田所事務局長 1点だけお知らせをさせていただきます。

本日ご配付させていただきました「合併協議会だより」、お手元にご配付を今日させていただきます。これにつきましては、6月1日の新聞折り込みで各戸配布をさせていただく予定となっております。これ以降、事後につきましても、できる限り早く、今日の内容等につきまして、こういった「合併協議会だより」として作成をいたしまして、新聞折り込み等で各戸配布を進めていきたいと、情報提供をしてまいりたいというように考えてございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

小川会長 ご苦労さまでした。

ただいまの事務局の説明に何かご発言ございますか。

特にないようでございますので、以上で、次第の5、その他については終了させていただきます。

閉 会

小川会長 それでは、いよいよ閉会とさせていただきたいと思いますが、最後に、加藤副会長よりごあいさつをいただければと思います。

加藤副会長 城山町長の加藤正彦でございます。

本日は、第2回協議会が当町で行われまして、第2回ですが、実質的な協議の第1回でございます。約2時間半、大変熱心な、活発なご討議をいただきました点をお礼申し上げます。

合併協議は合併ありきで進んでいて、余りそういう、もう決まっているようなものだというふうな声もございましたが、今日この会場にいらっしゃった方はお気づきのように、非常に活発なさまざまな意見が出されて、それがまじめに討議されて、次へつながっているということが明らかになりました。本当に今後に期待をおきまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

小川会長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第2回相模原・津久井地域合併協議会を閉会させていただきます。長時間にわたりまして熱心なご協議、ありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

相模原・津久井地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定により署名する。

平成16年6月25日

会議録署名人 小 嶋 省 二

会議録署名人 荒 井 正 次